**大阪府介護分野への就労・定着支援事業補助金にかかるＱ＆Ａ**

**１　補助金の申請と交付について**

Ｑ１　補助基準額が２0万円とありますが、１法人あたり・１施設等あたりのどちらですか。

Ａ１　１施設等あたりの補助基準額です。

Ｑ２　申請すれば必ず補助金は交付されるのでしょうか。

Ａ２　交付申請の先着順に申請書等の内容を審査いたします。審査の結果、補助要件に適合すると認めたものについて、本補助金の交付を決定します。決定後、交付決定した内容通りに事業を実施いただき、必要書類をすべてそろえて実績報告いただき、適切に事業が実施されたと認めるものについて、補助金を交付いたします。もし交付決定した内容から変更が生じる場合は、必ず事前に福祉人材・法人指導課人材確保グループまでご連絡ください。

Q3　交付申請から交付決定までに要する期間はどれくらいでしょうか。

A3　交付申請いただいてから交付決定までは１か月程度要します。そのため、交付申請書の提出期限を研修受講開始の１か月前までとしています。

Ｑ４　申請時点で研修先が決まっておらず、金額が未確定の場合はどうすればよいか。

Ａ４　研修先・研修費用が確定した後に申請をお願いいたします。

Ｑ５　既に研修受講している又は修了している場合、補助対象になりますか。

Ａ５　交付申請前に研修受講を開始している場合は補助対象外になります。

Ｑ６　申請書類の提出期限を教えてください。

Ａ６　研修受講開始より前日から起算して30日前までにご提出ください。

Ｑ７　２回目以降の申請は可能か。

Ａ７　１回目の交付決定額が１施設あたりの上限である２０万に達していない場合は、申請が可能で

す。

**２　補助対象と条件について**

Ｑ８　外国人介護職員の研修受講は補助対象になりますか。

Ａ８　日本国籍を有しないものについては、在留資格「技能実習」「特定技能」「永住者」「特別永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」を有するものが対象になります。

Ｑ９　非常勤の介護職員の研修受講は補助対象になりますか。

Ａ９　雇用形態問わず、補助対象となりますが、短期のアルバイトは対象外となります。（雇用延長や雇用変更予定がある場合は除く）

Ｑ１０　障害者施設は補助対象となりますか。

Ａ１０　対象外です。

Ｑ１１　通所介護、訪問介護事業所は補助対象となりますか。

Ａ１１　対象施設の同一敷地内に併設している場合は対象となります。なお、対象となるかどうかは確認が必要となりますので、福祉人材・法人指導課人材確保グループまでご相談ください。

Ｑ１２　この補助金と、大阪府の他部局、国、市町村で実施されている研修受講料補助や雇用経費の助成金と併用は可能ですか。

Ａ１２　本事業と同趣旨の他事業による補助金等との併用はできません。

Ｑ13　研修はいつまでに修了すればいいですか。

Ａ1３　令和7年3月31日までに修了してください。

Ｑ14　研修は勤務中に受講しなければならないのでしょうか。

Ａ1４　研修中の服務の取り扱いは事業者様にお任せいたします。

Ｑ1５　研修費を法人で負担したが、受講者が途中でやめた場合であっても、補助対象となりますか。

Ａ1５　研修を修了できなかった場合は補助対象外となります。

**３　研修受講料の支払いについて**

Ｑ１6　研修受講料を受講職員本人が一旦立て替え、後日事業者が補填した場合は補助対象となりますか。

Ａ１6　以下を満たす場合、補助対象となります。  
・交付申請時に、後日事業者が受講職員に対し受講料相当分を支払うことを、書面（就業規則等）により確認できること。

・実績報告時に、受講職員に支払ったことが書面（領収証等）により確認できること。

Ｑ１7　研修受講料は全額事業者負担ですか。

Ａ１7　原則事業者負担です。ただし、事業者の規定により一部負担としている場合は、事業者が負担した分のみが補助対象となります。

Ｑ18　交付決定前に研修受講料の支払った場合補助対象になりますか。

Ａ18　補助対象外になります。ただし、事前着手届を提出している場合はその限りではありません。

Ｑ19　事前着手届は必ず提出しなければならないのですか。

Ａ19　必須ではありません。交付決定前に研修受講料の支払いを希望する場合はご提出ください。

Ｑ20　既に研修受講料の支払いをしていても事前着手届を提出すれば補助対象となりますか。

Ａ20　補助対象となりません。研修受講料の支払いの前に必ずご提出ください。